

次のとおり一般競争入札により売却する。

令和7年（2025年）12月19日

熊本県知事 木村 敬

1 競争入札に付する事項

（1）物件の表示

件名 漁業取締船あまくさ

型式 軽合金製 ステップ船首付ディープVオメガ型

数量 1隻

（その他物件の仕様等の詳細は入札案内書のとおり）

（2）入札に係る担当部局

熊本県農林水産部水産局水産振興課漁場管理班（熊本県庁行政棟本館10階）

郵便番号862-8570 熊本県中央区水前寺六丁目18番1号

電話番号 096-333-2456

ファックス番号 096-382-8511

（3）入札方式

紙入札とする。

（4）入札金額

入札金額は、本物件の買取り費用の総額とする。落札決定に当たっては、入札書の金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額により入札すること。

（5）この入札にかかる入札案内書に特段の定めがない事項については、熊本県競争入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用する。

2 入札参加者の必要な資格に関する事項

次の（1）から（6）までに定める条件の全てを満たす者であること。

（1）当該入札に係る契約を締結する能力を有していること。

（2）破産者で復権を得ない者でないこと。

（3）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号に掲げる者で、当該各号に該当する事実があった後3年を経過した者。

（4）熊本県暴力団排除条例（平成22年熊本県条例第52号）第2条第2号に規定する

暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団密接関係者であるとして熊本県警察本部から排除要請があった者でない者。

- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申し立てを行った者又は申立てをなされた者にあっては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあっては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。

3 入札参加の申込方法

この入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類を提出すること。

(1) 提出書類

ア 入札参加申込書

イ 役員の一覧表

ただし、この入札に参加する申込時点において、物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号）により入札参加を有する者として決定されている者で、同要綱に定める入札参加資格申請様式の「役員の一覧表」を既に熊本県出納局管理調達課へ提出し、かつ、当該役員について異動がない者についてはイの提出を不要とする。

ウ 印鑑登録証明書

(2) 提出方法

持参又は郵送により提出するものとし、郵送する場合は、簡易書留郵便とし、(3)の提出期間内に必着とする。

(3) 提出期間

公告の日から令和8年（2026年）1月9日（金）午後5時まで

(4) 提出先

1 (2) に掲げる入札に係る担当部局

4 入札手続き等

(1) 入札の日時

令和8年（2026年）1月23日（金）午後1時30分

なお、郵送による入札は認めない。

(2) 入札の場所

熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

熊本県庁西側事務棟第1会議室

(3) 入札に必要な書類等

ア 入札書

イ 印鑑（代理人の場合は代理人の印鑑）

ウ 委任状（代理人の場合）

エ 入札保証金

（4）開札の日時

（1）の入札終了後直ちに行う。

（5）入札の回数及び再入札の日時等

入札の回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を引き続き行うものとする。なお、再入札を行わなかった者については、再入札を辞退したものとみなす。

（6）入札の無効

次のアからサまでのいずれかに該当する入札は無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

ア 競争入札に参加する資格を有しない者のした入札

イ 委任状を提出していない代理人のした入札

ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し、又は提供しない者のした入札

エ 記名押印を欠く入札

オ 金額を訂正した入札

カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札

キ 明らかに連合によると認められる入札

ク 同一事項の入札について、他人の代理人を兼ね又は2人以上の代理をした者の入札

ケ 二以上の意思表示をした入札

コ 郵送により入札書を提出した入札

サ その他入札に関する条件に違反した入札

（7）入札の中止等

入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をなした場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめがある。

（8）落札者の決定方法

開札後、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）第89条の規定により作成された予定価格以上で最高の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

（9）入札保証金

競争入札に参加しようとする者は、入札執行の際、入札見積金額の100分の5以

上の入札保証金を契約担当者に封緘のまま納付するものとする。この場合において、納付は現金又は銀行が振り出し、若しくは支払い保証をした小切手により行わなければならない。なお、入札保証金の金額については、再度の入札があることを考慮した上で納付するものとする。

ただし、入札保証金の全部又は一部の納付を免除された場合は、この限りでない。

2 入札参加者は、前項ただし書きの場合において、入札保証金の免除された理由が入札保証保険契約を結んだことによるものであるときは、当該入札保証保険契約に係る保険証券を契約担当者に提出しなければならない。

5 契約について

(1) 契約書作成の要否

要

(2) 契約の締結期限

落札者の決定の日から令和8年（2026年）2月6日（金）まで

(3) 落札者からの契約締結の申出期限

落札者の決定の日から令和8年（2026年）1月30日（金）まで

(4) 契約保証金

契約をしようとする者は、令和8年（2026年）1月30日（金）午後5時までに、熊本県会計規則第77条第1項の規定により契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもってかえることができ、同規則第78条第1項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

(5) 売買代金の納入期限

令和8年（2026年）2月20日（金）までとする。

(6) 物件の引き取り

令和8年（2026年）3月23日（月）午後4時まで、かつ、所有権移転登記確認後とする。

6 その他

(1) 入札、契約等の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) 入札の結果については、入札者の商号（氏名）、入札金額、落札者の商号又は名称（氏名）、落札金額及び予定価格を公表する。